

## 投資保証のご案内



海外投資に保証を ■ 事業機会を確実に

### MIGA: 独自の強みをお客様へ

多数国間投資保証機関 (MIGA) は世界銀行グループに属する専門機関です。MIGAは、開発途上国への対外直接投資 (FDI) を促進すべく、投資家や金融機関に保証 (政治的リスクに対する保険およびクレジットエンハンスメント) を提供し、新興市場への民間投資を促すことを使命としています。

MIGAの独自の強みは、国際機関として世界の大半の国々を出資国に持つことに由来しています。MIGAは、投資プロジェクトを中断しかねない政府の行動を牽制し、また万が一、投資家と政府の間に紛争が生じた場合には解決のための支援を行なうことにより、投資家の皆様に安心をお届けいたします。

MIGAは、政治的リスクを扱う他の保険会社や公的保証機関と密接に協力し、協調保険や再保険を手配し、必要に応じお客様の保証能力の増強を図ることもあります。このように、MIGAは、お客様がプロジェクトに必要な保険を全て手配するお手伝いもいたします。

### ご利用が可能なお客様

MIGAの投資保証をご利用になれるのは、MIGAの加盟国の国籍を持つ投資家が開発途上加盟国への投資を行う場合ですが\*、投資受入国の国籍を持つ者が当該国に投資する場合も利用可能となることがあります。ただし、その際は、投資受入国以外から資金を調達するものとし、同国政府がその投資を承認していることを条件とします。企業または金融機関の場合は、加盟国内で法人化され、しかも加盟国を主たる事業地としている者か、或いは、所有者の過半数が加盟国の国籍を持つ者であるか、いずれかの条件を満たし

ていれば保証の対象となります。国有企業の場合は、商業ベースで運営されている場合に保証の対象となります。非営利組織による投資は、投資が商業ベースで実施される旨が明確である場合に保証の対象となりえます。

### 対象となる投資

MIGAの保証の対象となるのは、クロスボーダー型投資です。これには、新規投資のほかに、既存のプロジェクトの拡張、近代化、改善、強化に関連した投資や、投資家がプロジェクトの開発上の利点を実証し、当該プロジェクトへの長期的関わりを確約しているような投資も含まれます。また、国有企業の民営化など、新規投資家による買収も保証の対象となりえます。さらに、株式投資、株主向け貸付、株主向け貸付の保証も対象となりえます。ただし、かかる貸付の償還期間は最低1年以上とします。株主以外への貸付については、他の直接投資が何らかの形で含まれている特定の投資またはプロジェクトに関連している場合に限り、保証の対象となりえます。技術支援、管理契約、資産証券化、資本市場上場債券、リース、サービス、フランチャイズおよびライセンス契約のような他の形態の投資についても保証の対象となりえます。

経済成長と開発の促進というMIGAの使命に準じ、保証の対象となるプロジェクトは、財政的・経済的に有望であり、環境上健全であり、さらに投資受入国の労働基準と開発目的に適合するものであることが必要です。

\* MIGAには世界のほとんど全ての国々が加盟しています。MIGAの加盟国リストはウェブサイト ([www.miga.org](http://www.miga.org)) で入手可能です。

## 保証の対象となる政治的リスク

### 通貨の兌換停止と送金制限

投資受入国の政府による作為または不作為により、投資家が現地通貨（資本、利息、元本、利益、使用料、その他の送金）を他の通貨に交換できない場合、或いは、現地通貨または他の通貨を国外に送金できない場合、或いはその両方の状況から生ずる損失から守ります。ただし、通貨の下落による損失は保証の対象となりません。MIGAは、クレームの提出に伴い、保証契約に規定された通貨で補償額を支払います。

### 収用

保証を受けた投資の所有権、支配権、または、当該投資に対する権利が、投資受入国政府の特定の措置により制限または剥奪された場合に生ずる損失から守ります。国有化や押収に加え、時間をかけて徐々に措置を講じ、最終的に収用と同じ効果をもたらす「忍び寄る収用」(creeping expropriation)も保証の対象となります。また部分的収用（例えば、資金または有形資産の押収）については限定的に対象となります。

株式投資の全面的収用の場合、被保証人には、保証された投資の純簿価額を基準に補償金が支払われます。資金の収用においては、阻止された資金のうちの保証部分が支払われます。貸付と貸付保証については、元本残高と未払い利息が保証されます。補償金は、収用された投資のうちの投資家の権益分（例えば、株式持分または貸付契約の利権）がMIGAに寄託され次第支払われます。

### 戦争、テロ、内乱

革命、暴動、クーデター、妨害、テロなど、投資受入国内の戦争または内乱中、政治的行為によって有形資産が損傷、破壊、消滅した場合、或いは、事業が全面的に中断された場合（つまり、プロジェクト全体の財政的存続に不可欠な基本的操業が全面的に不能になった場合）に生ずる損失から守ります。この保証は、資産の物理的損傷とか事業の全面的中断に直接起因する損失から守るためのものです。事業の全面的中断の場合は、保証された株式投資全体の純簿価額、または、保証の対象となる戦争や内乱に直接起因して支払い不履行となった元本と利息のうちの保証部分の純簿価額を基準として補償金が支払われます。有形資産の損失の場合は、プロジェクト資産の簿価、取替コスト、損傷を受けた当該資産の修理費のいずれか少ない金額の投資家の持分が支払われます。

一時的な事業の中断については、投資家からの要請がありしだい考慮され、その際、資産の損傷、強制的放棄、使用不能の3項目が保証の対象となりえます。短期的な事業中断に際しては、回避できない継続的費用、事業再開に関連する特別費用、事業収入の損失分、さらに貸付の場合は未返済分が支払われます。

この保証には、投資受入国の政府に対する直接的な暴動だけでなく、外国政府や外国投資（これには投資家の居住国政府や投資家の国籍を有する投資も含まれる）に対する暴動も対象となります。

### 契約不履行

投資受入国政府と投資家間の契約に当該国政府が違反したり否認した場合に生ずる損失から守ります。この契約不履行に対する保証は、場合によっては、国有企業の契約上の義務にも適用されることがあります。契約の違反または否認を申し立てる際、投資家はまず、当該契約書に定められた紛争解決手段（例えば、仲裁）に訴えるべきです。その後、所定の期間内に、政府の契約不履行にかかる裁定を受けることができなかった場合、或いは、裁定は受けたが、それに基づく支払いがなされていない場合は、MIGAが補償金を支払います。紛争が係争中の場合、特定の条件が整えば、MIGAの判断で暫定的支払いを行うこともあります。また、投資家が紛争解決手段に訴える権利を持たない場合、或いは、法的権利を主張する投資家に対して政府が不当な干渉を行った場合、MIGAは、最終的裁定を下さずに補償することもあります。

上述の保証は、個別購入と組み合わせた購入が可能です。ただし、投資家はMIGAが保証を発行する前に希望する保証内容を選択する必要があります。

## クレジットエンハンスメント

### 債務支払い不履行

保証の対象となる投資に関連して、政府または準政府機関、或いは、保証の対象となる国有企業（SOE）が債務または保証の支払いを無条件に約束している場合、当該政府または準政府機関、或いは当該国有企業がこのような債務や保証の支払いを怠ったときに生じる損失から守ります。その際、投資家は仲裁の裁定を受ける必要はありません。この保証は、債務支払いが無条件であり、弁明の余地がない状況に適用されます。

この保証は、十分な信用格付けを有する政府/SOEに限られます。

## 保証条件

### 価格設定

保証料は、プロジェクトごとに決定され、国、セクター、取引、さらに保証の対象となるリスクの種類によって異なります。保証料は各契約期間の初めに支払うものとします。

### 保証期間

MIGAは、最低1年から最高15年（プロジェクトの性質によっては20年が認められる場合もあります）の期間で保証を行います。保証が発効すると、契約不履行が生じない限り、MIGAは契約を終了することはありません。一方、被保証人は、契約書の1年目以降、毎年約定日に罰金を支払うことなく、保証の低減または解消を行えます。

### 保証額

株式投資では、当該投資の最高90%まで、加えて、プロジェクトに帰属する留保利益を付保するために当該投資支出の最高500%までを保証することができます。貸付および貸付保証については、一般に元本の最高95%まで（個々のケースでそれ以上となる場合もあります）、加えて、貸付期間中に発生する利息を付保するために元本の最高150%までを保証することができます。技術支援契約や他の契約書については、保証契約下で支払うべき合計額の最高90%まで（例外的な状況では最高95%まで）が保証の対象となります。

投資家は常に、プロジェクトの性質とは無関係に、損失の一部を回収できないリスクにさらされています。MIGAは現在、プロジェクト1件につき最高2億5000万ドルまでの保証を自己勘定で行うことができ、さらに、再保険の取決めを通じて保証額を大幅に追加することができます。また、MIGAの「協調引受プログラム」のように、政治的リスクを扱う他の保険機関との協調保険プログラムを通じて、保証額を追加することも可能です。なお、MIGAは投資最低額を指定しておりません。

---

以上の記述はあくまで条件の概略を述べたものであって、あらゆる条件と契約の例外項目を網羅したわけではありません。保証の対象と例外についての詳しい内容は、実際の保証契約書をご参照ください。契約書のサンプルはウェブサイト ([www.miga.org](http://www.miga.org)) で入手可能です。

## 小型投資プログラム (SIP)

MIGAのSIPプログラムは、金融、農産物ビジネス、製造、サービスの各セクターに携わる中小企業 (SMEs) への投資を促進するためのものです。

SIPの下では、途上加盟国でのSME設立に関連した投資、或いは、途上加盟国の既存のSMEに行われる投資が保証の対象となります。また、SMEとしての資格をもつには、プロジェクト事業が以下の条件のうち最低2つを満たしていることが必要です。

- 従業員300名以下
- 総資産額1500万ドル以下
- 年間総売上1500万ドル以下

また、SIP下で金融セクターへの投資が保証の対象となるには、当該投資がSME向け金融サービスの提供を主体としたものであり、しかも投資に関与するクライアントの少なくとも50%が上述の条件を満たしたSMEである必要があります。

### SIPの内容

- 保証額：最高1000万ドル（実際の投資規模はもっと大きい可能性もあります）
- 通貨・送金制限、収用、戦争、テロ、内乱に対する保証パッケージ
- 簡略化された承認プロセス

SIPは、投資家の規模に関する制限を設けておりません。

---

SIPは契約不履行と債務支払い不履行に対する保証を行っておりません。これらの保証をご希望のお客様は、MIGAの一般保証プログラム下で申請することができます。

---

## 申請方法

MIGAの保証をご希望のお客様は、可能な状況になりしだい、予備申請書 (Preliminary Application) を提出してください。この申請書登録は無料です。次に、投資・資金計画決定後、該当するプロジェクトの概要と手数料を添えて確定申請書 (Definitive Application) をご提出ください。申請は、MIGAのウェブサイト、電子メール、郵送を通じて受け付けています。

---

### 申請書の送付先及びお問い合わせ：

---

Mail Stop U12-1205  
1818 H St., NW  
Washington, DC 20433 USA

---

電話：1.202.458.2538  
ファックス：1.202.522.0316

---

ウェブサイト：[www.miga.org](http://www.miga.org)  
電子メール：[migainquiry@worldbank.org](mailto:migainquiry@worldbank.org)

---



**MIGA**

多数国間投資保証機関  
世界銀行グループ